

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.7
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ホワイト&ケース法律事務所 弁護士 今泉慶太
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区神田錦町一丁目19番地1 神田橋パークビルディング
【報告義務発生日】	平成22年01月27日
【提出日】	平成22年02月03日
【提出者及び共同保有者の総数 （名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	提出者が保有する株券等の内訳につき、その保有割合に1%以上の変更があったため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アセット・マネジャーズ・ホールディングス株式会社
証券コード	2337
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	ディー・イー・ショウ・アンド・カンパニー・エルピー(D.E.Shaw & Co., L.P.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10036ニューヨーク、西45番街120番地39階 (120 West Forty-Fifth Street, 39th Floor, New York, NY 10036, U.S. A.)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成04年12月15日
代表者氏名	クリストファー・ザバック
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資運用業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ホワイト&ケース法律事務所 森明日香
電話番号	03-3259-0200

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当無し

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			29,768
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 61,200
対象有価証券カバードワラント	C		J

株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O	P	Q 90,968
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		90,968
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		61,200

【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (平成22年01月14日現在)	V	1,101,561
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)		7.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		8.76

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成22年 01月27日	新株予約権付社 債券	300,000,000 円 (株券 36,719)	3.16	市場外	処分	8,170円 (普通株券への転 換)
平成22年 01月27日	株券	36,719	3.16	市場外	取得	8,170円 (新株予約権付社 債券からの転換)
平成22年 01月27日	株券	2,900	0.25	市場外	取得	借株
平成22年 01月27日	株券	4,900	0.42	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

<p>1. ディー・イー・ショウ・バレンス・ポートフォリオ・エルエルシーが保有する全ての社債に関し、ディー・イー・ショウ・アンド・カンパニー・エルピーは、ディー・イー・ショウ・バレンス・ポートフォリオ・エルエルシーとの2003年10月16日付エルエルシー契約(ディー・イー・ショウ・アンド・カンパニー・エルピーに裁量権を与えるもの)に基づき保有している。</p> <p>2. ディー・イー・ショウ・バレンス・インターナショナル・インクが保有する全ての株式に関し、ディー・イー・ショウ・アンド・カンパニー・エルピーは、ディー・イー・ショウ・バレンス・ポートフォリオ・エルエルシーとの2003年10月16日付エルエルシー契約(ディー・イー・ショウ・アンド・カンパニー・エルピーに裁量権を与えるもの)に基づき保有している。</p> <p>3. ディー・イー・ショウ・バレンス・ポートフォリオ・エルエルシーとドイツ銀行との間の2009年2月10日付基本契約(「本基本契約」)に基づき、ディー・イー・ショウ・バレンス・インターナショナル・インクは、2010年1月27日付処分にかかる株式4,900株のうち2,900株の空売りに供するため、同日付でドイツ銀行から2,900株を借株している。なお、本基本契約には、本基本契約に基づいて、ディー・イー・ショウ・バレンス・インターナショナル・インク等がドイツ銀行との間で有価証券貸借取引を行うことができる旨の定めがある。</p>
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	743,085

上記(Y)の内訳	顧客資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	743,085

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当無し					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当無し		